

第六回国会
衆議院

經濟安定委員会
大蔵委員会
通商産業委員会

連合審査会議録 第三号

昭和二十四年十一月二十六日(土曜日)
午前十一時四十分開議

出席委員

經濟安定委員会

委員長 小野瀬忠兵衛君

理事 志田 義信君 理事 多田 勇君

理事 永井 英修君 理事 森 曉君

理事 成田 知巳君 理事 笹山茂太郎君

理事 米原 昶君

篠田 弘作君 福井 勇君

細田 榮藏君 勝間田清一君

田中不破三君 羽田野次郎君

岡田 春夫君 浦口 鉄男君

大蔵委員会

理事 北澤 直吉君 理事 島村 一郎君

理事 川島 金次君 理事 内藤 友明君

岡野 清豪君 田中 啓一君

塚田十一郎君 西村 直巳君

田中織之進君 宮腰 喜助君

河田 賢治君 中村 寅太君

通商産業委員会

理事 有田 二郎君 理事 神田 博君

理事 小倉 義照君 理事 澁谷雄太郎君

理事 今澄 勇君 理事 有田 喜一君

理事 川上 貫一君 理事 永井 要造君

阿左美廣治君 今村長太郎君

門脇勝太郎君 首藤 新八君

高木吉之助君 中村 幸八君

福田 一君 前田 正男君

加藤 鐵造君 坂本 泰良君

高橋清治郎君 岡司 安正君

出席國務大臣

國務大臣 青木 孝義君

出席政府委員

外國為替管理
委員會委員 奥村竹之助君

參考人(東京銀
行株式會社取締役
役外國部長) 小野 英輔君

參考人(富士電機株
式會社社長) 和田 恒輔君

委員外の出席者

外國為替管理
委員會委員 大久保太三郎君

大蔵事務官 伊藤 八郎君

大蔵事務官 竹腰 洋一君

通商産業事務官 武内 龍次君

通商産業事務官 前島 敏夫君

經濟安定委
員會專門員 圓地與四松君

經濟安定委
員會專門員 菅田清治郎君

通商産業委
員會專門員 谷崎 明君

通商産業委
員會專門員 大石 主計君

通商産業委
員會專門員 越田 清七君

本日の會議に付した事件

外國為替及び外國貿易管理法(内閣
閣提出第四三三號)

外國為替管理委員會設置法案(内閣
提出第四四四號)

參考人の意見聴取

○小野瀬委員長 これより經濟安定委
員會、大蔵委員會、通商産業委員會連
合審査會を開會いたします。

それではただいまより外國為替及び
外國貿易管理法、外國為替管理委員
會設置法案の両案について、參考人東
京銀行取締役小野英輔氏より參考意

見を聴取いたしますことといたします。

參考人小野英輔君、お願いいたしま
す。

○小野參考人 委員長の御指名により
まして、外國為替及び外國貿易管理法
案について、外國為替銀行としての意
見を申し上げます。

現在日本の再建の問題で、輸出の増
強ということが最も必要であるという
ことは、私がここに申すまでもないこ
とであります。この輸出について見
ますと、先日通産省から発表になりま
した貿易經濟白書によつて見まして
も、戰前、すなわち昭和五年から九年
の平均に對して、昨年の輸出は一六・九強
というふうな数字になつております。

これをヨーロッパにおける諸國、イギ
リス、フランス、さらにわれ／＼と同
じ戰敗國であるドイツと比較して見ま
しても、格段の相違があるものでありま
す。この輸出を阻害している原因は多
多ありますが、その最も重要と思われ
ますのは、第一に国内における手続が
非常に複雑であるということ、それか
ら海外に業者の派遣が遅々としてほと
んど行われていないというふうなこ
と、たとえば手続的な複雑なことにつ
いて申しますれば、輸出は一昨年の八
月十五日までは全然輸入と同じく、政
府貿易が行われておつたのであります
が、一昨年の八月十五日以後、制限付
民間貿易という形式で、民間がそこに
參與する余地が與えられ、さらに昨年
の八月十五日以降は、いわゆるBS契
約に基く方式というものが許されまし

て、大體民間の輸出業者が、直接海外
の輸入業者と契約を結んで、輸出がで
きることになつておるのであります
が、しかしその手続は依然として輸出
許可につきましても、日本側の通産省
並びにスキップの許可をとる必要が
あり、またその為替の取扱いも日本の
銀行を通して、さらに内地にある海外
銀行を通して行われる。すべて二重の
取扱いになつておりました。非常に手
続が複雑になり、そのため輸出が非常
に阻害されているということができる
のであります。それから海外に業者が
派遣されていない。いわゆるめぐら賃
易といわれているのであります。やつと
れも本年の六月に至りまして、やつと
優先外貨使用制度というものができま
して、輸出業者に對してあるパーセン
テージの外貨の使用を許すという制度
が制定されたのであります。それに
要する海外の業者の派遣ということが
非常に遅々として、行われておりませ
ん。こういう問題はやはり貿易外の送
金というふうな制度を早く確立して、
輸出業者のみならず、輸入業者も海外
にどん／＼出て、めぐら賃貿易打倒とい
うことを早くしなければならぬので
あります。現在に至るまでそういう
送金制度というふうなものをきめる為
替管理法というものがなかつた。さら
に輸出がすべてFOB制度で行われて
いる。つまり日本の輸出業者は、外貨
でもつて保険もあるいは運賃も支拂わ
れないというために、すべてFOBで
行われているために、ことに西南アジ

アの諸國で、輸入業者でみずから外貨
の保険を取次ぐことが非常に不便であ
るといふような土地が非常に多いので
あります。そういう土地でもつてFOB
OB価格で商売するということは、ほ
んど不可能である。そういうために
輸出が非常に阻害されているというこ
とがあります。これもやはり先ほど申
し上げましたように、いわゆる為替制
度を包括的に規定する為替管理法を早
くきめて、その中に貿易外の送金と
か、あるいは貿易外の支拂いというよ
うなもの規則を規定することによつ
て、初めて解決せらるる問題でありま
して、こういう点から見まして、為替
管理法の制定の一日も早いことをわれ
われは望んでいたわけであります。さ
らに輸入について申しますれば、これ
は終戦後現在に至るまで、全面的に政
府輸入でありまして、民間でもつてこ
く少額パーター取引というふうなこ
とをやろうとしても、非常に手続が複雑
で、なか／＼手間がかかる。従つて政
府貿易で主として行われておつたので
あります。これがために非常に不經
済な輸入が行われ、その結果輸出のコ
ストを高くしたということもいふな
い事実だと思ひます。

これらは貿易に關することござい
ます。さらに日本の再建において
非常に必要だと思ひますのは、外資導
入の問題であります。われ／＼はガリ
オアあるいはイロアで、重要物資を輸
入しておりますけれども、しかし日本
の再建をはかるためには、やはり技

術、機械、あるいは外資、そういう形で、民間の外国の投資を受けなければ、とうていすみやかな復興はできないと思いますが、この外資導入の基本的原則については、本年二月に発表になつておりますけれども、実際の為替面における制度がまだ確立しておらない。すなわち外国から投資しても、その元本に対する償還の割合とか、あるいは利益の送金とか、そういうことについての規定がまだ全然きまつておりません。そのために声を大にして民間投資の導入の必要を言つていくわけでありまして、なか／＼実際の外資導入というものは行われておりません。これらを早く日本の為替面、つまりこれらの利益の送金とか、元本に対する送金というもののついで、一般的の原則を立てる規定をする為替管理法というものを制定しなければ、外資導入というものは期待できない。これにつきましても、われ／＼としては早く為替管理法というものの制定を期待しておつた次第でございます。

さらに今度議案に出されました為替管理法を見ますと、これは将来国際通貨基金等に加する条件を織り込んであるように見られる。この為替管理法の制定によつて、先ほど申し上げましたような輸出入の手續の簡素化、あるいはめくら貿易の打開、あるいはCIF制度の確立、そのほか外資導入の問題というものを解決するばかりでなく、一面本邦の外貨資金の一元統制の基礎をつくり、さらに対日為替相場の設定、あるいは本邦銀行の為替業務の取扱ひというようなものが、これによつて規定されまして、そうして日本

の国際金融機関に復帰する自主的態勢を確立するということになるのだからと思ひます。これは将来講和会議に臨むにつきましても、非常に重要な条件であると考えますので、また最近のよ／＼な非常な複雑な国際情勢で、今後の各国の貿易の競争というものは、ますます激甚になると考えられますので、一日も早くこういう根本法を制定していただきたいとわれ／＼は希望しております。但しこの案を拜見して見ますと、大体今申し上げました貿易の手續の簡素化、あるいは統制の明確、簡易化ということの原則は載せておりますけれども、この運用の細則は、大体政令に委任されておるよう聞いております。従つて今後われ／＼としては、この政令が早く制定されないと、実際の効果が現れない。また政令の制定にあたりまして、やはり法律の精神でありますところの手續の簡素化並びに統制の明確、簡易化というようなことでもつて、政令を制定していただかないと、この法令の目的は達せられないのだと思ひます。そこにこの政令を制定する官庁が／＼あるようであり

ますが、その間の連絡を円滑にしたいだいて、その結果、細則たるべき政令が早く、そうしてその間に複雑ないろいろな關係が起らぬようにしていただきたいということを、われ／＼は希望するのでございます。

また先ほどの法律は、外資導入に對して非常に意義があると申し上げましたが、それにつきましても、やはり外資導入に関する利益の送金をどのくらい認めるとか、元本の償還について為替管理上どういう規定を設けるといふことは、早くその方針をつくつてい

ただきまして、そうして内外に声明する。現在米国の情勢を見ましても、いわゆるトルーマン大統領の未開國に對する投資ということは、非常に米国の方でも考へておるように見受けられますので、こういう情勢にあつて、早く態度をはつきりして内外に知らすといふことは、一番大切じゃないかと考へるのであります。要するにわれわれとしては貿易の發展、外資の導入の促進、あるいは将来の國際市場への復帰の條件を確立するために、為替管理法は一日も早く成立することを希望いたします。

○小野瀧委員長 ただいまの小野英輔氏の發言に對し、御質疑があればこれを許します。

○志田委員 先ほど私にお話をお伺いしたのでありますが、この中に担保の問題がございます。五〇％担保を設定しなければ、業者が輸入業務を行うことができない。また輸出の場合もあり、両方ともできないという状況があるものであります。これに對して銀行側がこれを保証するという場合には、銀行が何を目当にして保証でき得るかといふことを承りたい。

○小野参考人 輸入關係の規定につきまして、実はこれは來年の一月一日から實施されると承つておりました。まだどういふふうな政令がきまるか、私も知らないものであります。輸入業者が輸入申請をするときに、証拠金を五〇％積むといふことは、新聞紙上でいわれるローガンの方式といふことで聞いております。この為替管理法の中には、五〇％といふのはないと思ひます。これはドイツで、輸入は非常に自由にしたけれども、しかしあまりだれ

でも早手まわしに独占的に輸入をしてやることを防ぐために、一応五〇％の証拠金を積むといふような制度で、ドイツではつくつた。ローガンはさういふので、ドイツでもあまり評判がよくないといふようなことを聞きまして、それが五〇％であるかどうか、その点ははつきりしませんが、要するに何パーセントかの保証金が要求する場合には、銀行は業者に對して、その業者の信用に應じて、あるいは証券をとるなり、国債をとるなり、いろいろな保証の形式があると思う。これは銀行の方にまかせていただくのが一番よいんじゃないかと思ひます。

○志田委員 ただいまのお話で、そういう條文がないようなお話であります。第五十五條に担保の提供といふようなことで「貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該輸入の實行を保證するために、保証金、証券その他の担保を提供する義務を課せられることがある。」こうなつておりますので、昨日の政府委員の説明でも、実は担保を提供させる金を積ませる、これをやらなければ外国為替の割当ができない。こういうことを言つておるのであります。その点、今日のわが國の業界の狀態から行きますと、五〇％の輸入の担保を提供しなければ、業務を行うことができないといふことは、私は非常に危惧を感じるのであります。それで銀行におまかせ願ひたいといふお話でありましたが、銀行がその業者との間に、平常の取引において五〇％の担保を保證するに足らない見通しをつけられる場合におきましては、日本の輸入ないし輸出業者と

いふものは、銀行の今日の狀態より見て、どの程度のものが銀行としては保証でき得る狀態にあるか、ちよつとお伺ひしたい。

○小野参考人 大体日本の輸入という問題につきましても、おそらく重要物資がおもなものであると思ひます。その量も相当多額になるものが、多いんじゃないか。そうなる小々な業者といふものは、一応そういう大きな輸入はできない。大きな業者ならば、われわれとの取引は必ずしも一々の取引についての担保というものは問題にならない。従つてこの保証金といふものは、率などは法律で定めていただいてもよいのですが、この担保形式は銀行の方へまかせていただいたら、一番円滑に行くのじゃないかと思ひます。

○志田委員 形式をおまかせすることはちよつとも異存はないのでありますけれども、一体銀行は、日本の再建が黒字の貿易にあるという前提としての、国家再建に國民を向けしめて行くといふ必要から、そういう担保はでき得ないけれども、將來その輸入によつてその業者が相當の利益を受けて、その金を銀行に負担させないで、これを償却することができるといふ目的のつくもののみ、保証するといふ態度をとるのが、輸入に關する限りは、相當の危険があつても、銀行としてはその危険を冒してもその保証をするお考えがあるのかといふことをちよつとお伺ひ申し上げます。

○小野参考人 銀行といつたしましては、危険のあるようなものは絶対にやしません。

○志田委員 危険のあるものは絶対に保証できないといふことになる、形

式はおまかせするといはしめても、結局担保物件に対する実力を持った業者でなければ、輸入ができないという結論になるのであります。そこでそういう状態の場合におきましては、現在の業界の状態を見まして、私はほとんど大部分ができない状態にありはしないかと憂慮するのであります。そういう場合に、銀行といはしましては政府に対して再保証を要求するお考えが、ありますかどうか、お漏らし願いたい。

○小野参事人 それは信用のない業者に、ぜひとも輸入をさせなければならぬということになれば、業者に対して政府が保証するという問題は起ると思ひます。それは銀行が要求するのではなく、業者が要求することです。その危険のあるものについては、今の制度では銀行としては取扱ひできない。

○志田委員 そういはしますと銀行といはしましては、政府は信用しないけれども、業者を信用するという形をとつてどこまでもやつて行きたい、こういうわけですね。

○奥村(竹)政府委員 だいたいまの御質問を拜聴しておりますと、大体五〇％の保証金を必ず積ませるといふ前提のもとに、御質問になつておるようには思ひますが、実はその点につきましては、ただいまつくつております政令案におきまして、そういうことは考えていない。これはドイツの場合は五〇％が標準になつておるようでありますが、日本でだいたいまの通り実行いたしまして、御質問の通り経済界の事情にそぐわない場合もありますので、従つて現金の担保を必ずしも要求しない。その他の担保でもけつこうである。あるいは銀行の保証でもけつこうである。

うである。その種類とか、それから金額にいたしまして、ある場合には一〇％のこともあれば二〇％、三〇％のこともある。最高五〇％と考えておりますが、そういう問題は實際経済界の事情に合うように、一々その場合及び商品につきまして、今度できます関係審議会のさしずによりまして、通産大臣が決定することになつております。

○田中(不)委員 だいたいまの担保の提供でございますが、その額、その他パ一セント、そういうものを決定しますのは、どこでやられることになりましようか。それからそれはどこに今度は担保を提供することになるのでありましようか、これをちよつと伺ひたい。

○奥村(竹)政府委員 その決定をいたしますのは、ただいま起案しております政令では、通産大臣ということになつております。そうして通産大臣が閣僚審議会のさしずによりて決定する。ですから、實際決定権を持つてゐるのは閣僚審議会にしたいと思います。それで一応その担保は銀行へ出していただく。その後信用状を開設いたしますときに、いずれにいたしましても銀行は信用状の担保を要求することになると思ひます。国家のために一応提供した担保は、そのときは銀行の信用状の担保に使つてもいい。両方はダブつて担保を出す必要はないというふうにいたしております。

○田中(不)委員 そういはしますと先ほどちよつと小野参事人からお話がありましたのですが、大体銀行にまかしていただきたいというふうな御意向があつたのであります。ただいまの決

定箇所の問題と、少し食い違ひがあるようですが、その点ちよつとお伺ひいたしたいと思ひます。

○奥村(竹)政府委員 その点につきましては、まだ政令の内容を御存じありませんから、そういう銀行の御意見が出たものと思つております。

○成田委員 だいたいまの政府委員にお聞きしますが、担保の期日の問題であります。政令で期日を定めるのではないわけですね。政令で通産大臣が閣僚審議会の承認を得て定めるといふことをきめるわけですね。

○奥村(竹)政府委員 その通りでございます。

○成田委員 そういはしますと最高五〇％、場合によつては五〇％、一〇％という場合もあるというお話でしたが、それは品物別によるのであります。その都度申請者によつて五〇％、十％となるのですか。

○奥村(竹)政府委員 その点につきましては、もちろん申請した人によつて差別をつけるわけではございません。そのときの状態と品物についてつけるのであります。たとえばこれは實際の経験からいへば見当がつくのであります。非常に輸入の申請の申込みが殺到する。そういうものは比較的担保を高くする。ことに思惑をやるようなおそれのある場合は、担保を高くしてそれをチェックする。それから輸入の品物につきまして、あるいはそのときの需給の状況によりまして、非常に申請のたくさん殺到しないもの、しかも思惑があまり行われていないと認められる場合は、担保を低くするといふたような大体の方針が採用されております。

○米原委員 参考人の方にちよつとお尋ねしたい。先ほどの話で重要商品、国際商品などは、小さい業者まで利しないといふことまでおつしやつたのですが、その場合外国の商社が相当進出して来ると思ひます。むしろそういう重要商品になると、日本の現在の業者ではあまり扱へる人がなくなるのではないかと考えます。そういう見通しはどういうものでございませうか。

○小野参事人 現在でも相当外商が輸入をやつておる事実はあるのです。しかし日本のメーカーと貿易業者といふものの連繫は、相当古い連繫がありまして、ことに重要商品については密接な関係がついておる。従つてその点で新しく来た外商がメーカーと連繫することは、なかなかむづかしいのじやないか。單にわずかな採算とかいふ問題で、なか／＼外商につかないといふことが考えられる。しかしそれにしても今度のローガン・システムでやりますと、安くて早く商売をした者がよくなるので、そのためにはやはりめくら貿易といひます。海外に全然代表者のない日本の商人は不利になる。だからなるべく早くめくら貿易を打開して、輸出業者ばかりでなく、輸入業者の代表者を海外に出すというようにしないといふかと思ひます。

○川上委員 政府の方と参考人と両方にお聞きしたい。今の担保の問題ですが、きようのお話を聞くと、担保はその時分で審議会の承認を得て、通産大臣がきめるといふような御答弁らしい。たくさん入つて来ようになつたら担保を高くとり、少く入つたならば担保は低くするといふことになる、これはどうなるのですか。たとえばた

くさん入つて来るような品物といつても、それは一定の期間でありまして、担保を何ぼ納めるかといふことを、期間を短く切つて、そのたびごとに出入といふことは、非常に煩雜な手心の加わつた奇妙なことになつてしまふと思ひます。そこは一体どうなるのですか。一年とありまして、そういう状態があるのですか。その見通しをつけてやるのですか。實際の状況に依つて始終担保をかけたて行くのですか。その点をまずお聞きしたい。

第二の問題は、参考人の方にお聞きしたい。今の外商の問題は、輸出の方もそうでありましようが、ことに輸入の問題では、これはどうしても先物買ひの問題があります。そしてこれは資金と情報網がなければなか／＼うまく行かない。そういうところには金利の關係も重大に影響しますから、銀行融資の關係で、外商が非常に有利な地位に立つ。今の日本の実情から考へて、こういうことをわれ／＼は考へるので、あなたがたの方の見方ではどうですか。ことに輸入についてことごとくと言へば、言い過ぎますけれども、ほとんどがことに担保の問題がここに加わつて来まして、利子關係、資金關係、情報網などでとてもけんかにならぬと考へるが、これらの考えをちよつとお聞きしたい。

○奥村(竹)政府委員 だいたいまの御質問に對しまして、まことに御質問の通りこれは非常に煩雜なものになると思ひます。それで昨日外貨予算の点について多少の説明がございましたが、外貨予算は大体向う三箇月余りぐらいつ常に発表して行く。そのときにどういふ商品は幾らまで買つてよろしいと

いうことを、その都度発表するのであります。これは四半期ごと一ぺんずつ、つまり一年に四回発表すればいいというふうなものでなくて、必要に応じてはその間、さらにそれを修正して発表することも必要であると思ひます。それで担保の額におきましても、予算を発表することに、この商品については担保は幾らということを決してはならないだらうと考えております。その担保の目的は、一つはただ輸入の為替の権利だけとつておいて、思惑をして、その後の市況の上下によつて、悪くなれば権利を放棄するといふような思惑を防ぐことが第一の目的で、もう一つはそういう思惑を許しますと、実需以上にいわゆる仮需要で為替の申請が殺到する、これを防ぐ。この二つの目的がありますので、それは先ほど申しましたように、そのときの需給の状態によつてかわつて参ります。そこで今の予算を発表することと担保の額、種類等を検討することが必要だらうと思ひます。

○小野参考人 先ほどの外商の問題に對することでございますが、輸入につきましては、先ほど御質問がありましたように、外商が有利であるということとは否定できないと思ひます。向うに本店がありますし、資金も持つておる。また先ほど仰せの通りに情報網も向うの方は十分に持つておるわけであります。従つてその点から商売がしやすいといふことは確かに言えると思ひます。

確かにあります。従つてその外国銀行を使つて輸入する場合に、外商の方が有利ではないかといふことも一応は考えられます。しかしこれがために、われわれとしては早くめくら貿易を打開して、海外の情報も向うに負けないように、どん／＼手に入れる。それから商売も向うに商社ができ、代表者を派遣して、それを通じてどん／＼契約ができるといふようにしなければならぬと考えておるわけです。さらにまた金利の問題等につきまして、今後日本側の為替銀行並びに外国銀行、この間の採算といふものについては、大体同じにできる制度をつくつていただきたといふ考へております。こういう制度をつくれれば、それによつて金利の点において外商が有利であるといふ点もなくなります。こういうこまかい点については、今後の細則によつてひとつ十分考慮していただきたと思ひます。

○川上委員 それについてももう一つ聞きたいのですが、今のめくら貿易であれば非常に不利だ。外国の商社の方が非常に有利だといふことはよくわかります。めくら貿易の打開といふ問題は、そう簡単にできる問題ではないと思ひます。今度の政府の考えでは、通商官を派遣するといふことになつておりますが、日本の商社の代理店もないのに通商官を派遣しても、わずかに情報をとるというくらいしかできない。この程度のことではめくら貿易がなかなか解決できない状態になつておる。こういう場合にはどうなりますか。めくら貿易が解決すればいいといふ前提に立つておるが、これがなかなか解決できないとしたらどうなるかといふことが、第一点であります。

第二点は、外国の金利と日本の金利は、莫大な開きがある。少しの操作くらいで寄せられる金利でない。金利織込みの操作をいたしましても、この開きは相当大きいのですが、銀行関係の方からお考えになつて、一体金利織込みの操作で、この大きな開きをないようにすることができる可能性があるとお思ひになりますか。この二点を伺いたい。

○小野参考人 めくら貿易の打開ができないとおつしやいますが、これはぜひともできるだけやつていただきた。つまり海外に政府の貿易あつせん所のような機関、あるいは領事館のような機関を早くつくつておく。それから各界の貿易人の代表といふようなものを向うに派遣する。現にそういう機運に動いておるように見受けられますが、大体日本の貿易商といふのは、非常にエキスパートが多いので、またそれは難多な種類にわたつておりまして、かりにめくら貿易であつても、なかなか向うの商人に負けないくらい力があるのじやないか。もちろんこれが戦前のようにどこの国にも自由にけるし、またその貿易条件も、戦前のやうに非常に楽な貿易条件でできるということになれば、なおそれに越したことはないと思ひます。その点はわれわれとしても、さらにどん／＼業者が行けるやうになることは希望しております。ある程度の制限があることは、戦後はやむを得ない。ある国では日本の業者を入れないといふ国も、まだ相当あります。またそれに使う外貨資金も限度があるので、そう昔ほど自由にどん／＼行けないことは確かであります。しかしおつしやるやうに、これのために貿易が非常に不利になつても、外国業者に負けてしまふといふやうにはならぬと思ひます。また日本に來てゐる外商といふものは、まだそう有力なものがたくさん來ておりません。また日本に來て貿易しようといふものは、そうたくさんあるとは思へない。やはり大部分は日本の商人の手で今でも扱つてゐる状態なので、今後今までもめくら貿易がある程度打開されれば、今後外商に全部独占されるというやうな危険はないと思ひます。

それから金利の点でございますけれども、非常に莫大な差があるとかおつしやいましたが、われ／＼今後金利の問題で特に問題になるのは、輸入の点ですが、結局輸入はわれ／＼の持つてゐる外資の限度においてするということになれば、その外資は政府が持つてゐる外資なんです、この外資をわれわれに安く貸してもらふといふやうな制度ができれば、これも外国の銀行あるいは業者と十分対抗して行けると思ひます。従つてその点も幾分かの不利な條件が当分の間残るかもしれせんが、制度のいかによつてはそう大した差がなくてやつて行けるのじやないかと思ひます。

○志田委員 ちよつと小野参考人にお尋ねいたしますが、先ほど参考人からお話がありました国際通貨基金の制度に参加するやうに、C・I・Pの制度の確立、めくら貿易の解消、單一為替の相場の設定といふやうなことが、本法業務の施行の結果、非常によく成るといふお話がありました。今の国際通貨基金の問題はブレトン・ウッズ協定の問題と思ひますから、少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○小野参考人 C・I・Fの問題とか、めくら貿易の打開といふやうな問題につきまして別にブレトン・ウッズと特別の関係があるといふ意味ではないのであります。この為替管理法が設定されることによつて、C・I・Fの制度といふやうなものが築けるやうになります。さらにこの為替管理制度なるものか、将来国際通貨基金等に加入する資格のある態勢をつくるということが根本であるといふ意味で、私は申し上げたのであります。ブレトン・ウッズの国際通貨基金の規定の中で、為替管理について特にきつりした規定はないのであります。いわゆる正常の取引については、これは制限してはいけな。その他のことについては、各国の状況に応じてある程度の為替管理をすることは認めております。しかし国際通貨基金に加入する以上、單一相場とか、あるいはその相場に基く為替の調整といふものが、一律的にでき行くという態勢は必要なのであります。その意味でこの為替管理法を早く設定する。そして将来国際市場に復帰する資格をつくるという意味で、必要だといふことを申し上げた次第であります。

○志田委員 今單一為替の問題が出ておつたやうであります。單一為替のC・I・Pの設定が日本の産業に一大変革をもたらしたことは、われ／＼も同感なのであります。すなわち封鎖經濟を自立復興の經濟にして行くための日本經濟の構造を、國際經濟との関連性において考へて行くといふことは、私も承でるのでありますけれども、この為替管理法が施行されるあ

○奥村(竹)政府委員 今の御質問は円貨の受取りかと存じますが……

○篠田委員 そうです。

○奥村(竹)政府委員 それは全部外国為替銀行を通して輸出したものは受取れるのであります。

○篠田委員 受取る場合は銀行を通ずるわけですね。

○奥村(竹)政府委員 つまり船積み書類一切を銀行の窓口に出せば、そこで銀行がその手形を買い取つて、ただちに円貨を拂う。銀行がとつた円貨は外国為替特別会計に拂い込む。そうして銀行が輸出業者に金を拂いますから、その拂つた金は外国為替特別会計から

銀行に拂いもどして来る。そうして外国から取入れた外貨は政府がそれを持つ。かういふことになります。

○篠田委員　そうしますと結局輸出の代金というものは、一般市中銀行でその証明があれば取扱いということになつて、あとの決済は銀行と為替銀行との関係になるのか。あるいはまた為替

銀行を最初に通過して、その証明がなければ一般市中銀行で扱わないのか。もし後者であるとすれば、代金を受取るまでに非常な日数を要する場合がありますと考えられるのでありますが、それ

○奥村(竹)政府委員　一般市中銀行が取扱います場合は、外国為替銀行の位置はどうなるのか、ひとつ説明をしてもらいたいと思います。

任を受けてその事務を取扱うということになります。

○篠田委員 その間のずれはどうですか。

○奥村（竹）政府委員 ずれはほとんど

時間的にはないと思います。

○篠田委員 時間的にずれがないとしてそれに対する、たとえば一箇月なり半月なりの金融の補償というものは全然考えておりませんか。

○奥村(竹)政府委員 一箇月も半月もその間にずれはないと思います。

○篠田委員 それは思つておるだらうけれども、実際に起つてた皆さんの輸出代金を受取るということになれば、為替銀行というものは一つなんだから、結局その間に事務の煩雑だとかいろいろの關係上、そこに相当のずれが實際で起るのではないかと、その解釈はどうですか。

○奥村(竹)政府委員 これは輸出いたします信用状の條件によつて異なりますが、現在やつておりますのは大体東京ですぐドル貨がとれますので、實際輸出した方が銀行に書類を提出してから、銀行が迅速に事を運べば、数日の間にわれ／＼の方にもドルが入りますので、その間のずれは非常に短いものと存じます。

○篠田委員 わかりました。

○北澤委員 せつかく当局の方からおいでになつておりますから、お聞きしたいと思ひます。今度の為替貿易法実施について最も大事なことは、外国銀行がいかにこれに協力するかという問題であると思うのですが、そういう点につきまして、今日日本におきます外国銀行の活動の状況の大体について、御説明願ひたいと思ひます。

○小野参考人 ただいま日本に外国銀行は十行ございます。アメリカ系が三行、イギリス系が三行、オランダ系が二行、フランス系が一行、中国一行、全体で十行ございまして、しかもい

ゆる外設バンクとして、スキップのライセンスによつて營業しておるわけでありまして。現在扱つておる業務は為替業務、それから預金等は日本人の直接の取引は全然許されておられません。全部ここにある外国銀行との取引に限られておる。また特殊の銀行は、進駐軍の軍關係の業務をやつております。しかしながらその為替の業務は、日本の銀行はまだ全然できないことになつております。ただ日本の銀行が許されておる点は輸出の面で、業者からドキュメントの提出があつた場合に、その輸出の書類と信用状の條件をチェツクしまして、それを外国の銀行に持つて行く。外国の銀行はそれを買い取りまして、この外貨をもつてここにある外銀のいわゆるスキップ・コマージュ・アカウントに入れる。そういうことをやつております。輸入につきましては、輸入は全部制限貿易である關係上、司令部の依頼で輸入信用状を外国に出しておる。そして手形が来ますと、このスキップ・コマージュ・アカウントから落すという仕組みで、輸入業務をやつております。この日本にある外国銀行が、日本人と直接の取引をやるといふことが問題であります。

が、われ／＼の考えでは現在為替は外国關係が全部独占しておる。従つてわれわれも同じ立場で為替が許されるときまでは、直接日本人の商売取引は許されないのであるが、しかし直接われわれが為替業務を取扱ふことができるようになれば、外銀と日本人との取引を許しても、それによつてわれわれ日本の銀行の立場が非常に弱くなるというようなことは、まずないであらうと思ひます。

外銀がここにあるというところは、結局世界有数の大きな銀行の、またアメリカなりイギリスなりの實業の代表が、ここにおるというふうにも考えられますので、結局今後の外資導入とか、その他の海外の關係におきまして、この銀行家の意見というものは、本國の實業家に影響するところ非常に大きなものがある。従つてわれわれとしてはむしろ外銀がここにあるというところは、歓迎すべきである。これに對して差別待遇をするとか、あるいは排斥するような態度を示すことはいけません。また實際の業務面におきましても、外国銀行とわれ／＼の銀行とは、國內においては非常な相違があり

ますし、その他語學の關係とか、外国銀行の事務の取扱ひが非常に違ふというやうなことがあるので、そう大きな競争になるとは考えません。むしろわれわれとしては協調して、將來の日本の外國為替取引を發展させることができればよいかと考えております。但しわれ／＼としては、外國為替銀行として日本の銀行が將來發展するためにある程度ここに外國銀行と同じ程度の採算とか、その他の点においてやつて行けるようにしていただきたいということを考えております。これは結局今後の輸入の問題につきまして、金利をどうするか、あるいは國內の金融におきまして、外銀に円資金を供給する場合の金利をどうするかという場合において、われ／＼と同じ採算で仕事ができるようにしていただきたい。そうすれば外國銀行と日本の銀行とは協調してやつて行けるのではないかと考えます。

○北澤委員 現在日本にいる外銀が、円資金を獲得する場合において、どういふ状況になつておりますか。やはり特別な扱いを受けておりますか。

○小野参考人 事情はよくわかりませんが、先ほど申しましたように、外國銀行は日本人からの預金はまだ受け取れない。かりに預金があつたとしても、外國銀行の日本におけるもの、そうするとその額はおのずから制限がありまして、そう大きな預金があるとは考えられません。但し外國銀行のうちにも映画会社とか、出版会社といふものは、相當内地でもつて円資金を持つておりますから、それらのごく数社の円預金が目立ちます。

○志田委員 先ほど同僚の篠田委員からお尋ねしたことに對して、政府の答弁があつたのでありますが、信用状をもつて決済資金とするというが、その決済方法はイレヴン・オカブル信用状であることについて、銀行側としてはいかがでしょうか。今まで通り当分の間は輸出前の送金決済、レター・オブ・オートリテイというのでやつた方がよいというお考えはありますか。

○小野参考人 現在の輸出は、全部標準決済方法で、外國銀行のイレヴン・オカブル・コンファーマードの信用状というふうになつております。これは戦争後の各國の状況で、向うの輸入業者の信用状態はつきりいたしませんし、また内地の業者の信用も戦前とは違つております。そういう場合に、つまり銀行の信用状の商売であるといふことは、最も適當なものであります。もしこれでやらなかつたならば、輸出をしてもらつて代金が回収されないとか、あるいは信用のない商社に行つたために、いろんなペテンにかかる

といふことがしばしばあつたと思ひます。また内地におきましては、輸出業者の信用状態が戦前ほど確立しておりませんので、そういう商社に對して金融をするといふ場合には、非常な不便があつたのだと思ひますが、全部これが外國銀行の一流銀行の信用ベースで行われたために、比較的円滑に行われた。但し戦前のことを考えますと、一流銀行の信用ベースでやるという商売は、実は日本の輸出はパーセンテージが少い。日本の商品はやはりある場合には委託販売のような形式になければならぬし、あるいは向うの輸入業者も日本の商品を取扱つておるものは比較的小さな業者が相當あつた。そういうものはなか／＼一流銀行の信用状を發行するといふことが、困難だといふものが非常に多かつた。従つて今後外國貿易がますます各國の競争が激しくなるという場合に、日本の輸出だけが常にな一流銀行の信用状を要求するといふことになる。その点ではある程度不利ではないかと考えられますが、しかしこれを信用状にかわるレター・オブ・オートリテイとか、あるいは輸出先のDPとかDAとかいふものを條件にするためには、どうしても業者が海外に出まして、向うの業者に直接取引しまして、業者との接觸を保つようなことができるようにならなければならぬし、またさらに日本の銀行も向うに支店を設け、向うで向うの業者に信用を與えるとか、そういうことができるようにならなければならぬ。従つて現在の日本の状況では、当分の間は信用状提出、信用ベースといふことが續くのではないかと。但しある特殊な品物について、委託販売と

いうような形式も、あるいは並行して行われる必要がだん／＼に起つて来るのじやないかと思ひます。

○志田委員 さつき本法が施行されれば、外資の導出についても非常によくなるというので、期待しておられるとお話がありました。同時に本法四十九條に明記されておるところによると、資本逃避の防止というところが考へられておるのじやないかと思ひますが、本法において資本逃避を防止することが可能であると、銀行側では見られるかどうか。参考人の御意見を伺いたい。

○小野参考人 資本逃避は、いたずらに嚴重な規定を設けても、外国のバイヤーと日本のセラーとの間で通じ合つてやれば、ある程度できるものと考へなければならぬと思ひますが、しかしこれは税関の検査、それから銀行の方で確かに代金を受取つたという確認でもつて、一応防げるのじやないか。しかし商品を買つて、向うで代金の一部を積立てるといふようなことは考へられないことではないけれども、それは税関で検査して、不当な安い価格で出すといふことは防げるというように考へております。

○川上委員 これは政府委員の方にちよつとお聞きしたいのですが、保証金の問題です。たくさん入つて来るものは、いろいろ／＼な思惑その他の危険があるから、保証金を高くする。少いものは安くするといふことをおつしやつた。ところが少いものは、これはどつちかといへば危険なんだ。たくさん入つて来るようなものはどん／＼売れるものであつて、必ずもうかる方の、心配のない方のものは高くする。そうで

ないものは保証金を安くしておく。これは裏を返して言いますと、うんともたかりそうなの、都合のよいものだからたくさんするのですから、そのものは高くなりまうと、大業者でなければこの保証金は納められない。そうすると、うんともたかりそうなのは大業者にと、あまりたくさん来ぬようなもので、危険なようなものでも、まあやろうといううようなものは、これは保証金は少く済むといふことは、實際問題としてさかしまだと思ひます。これはどう考へになりますか。

○奥村(竹)政府委員 ただいまの御質問で、ちよつと私の前に申し上げましたことに誤解の点があるかと思ひますが、私が申しましたのは、たくさん入つて来るものに保証金を高くする。少く入つて来るものに少くすると申し上げたものではございません。輸入為替の申請が殺到するようなのは、これをチェックする意味で、一定の金額の対して、たとえば百万ドルの商品のものに対して申請が百数十万ドルという場合は、殺到してないのではありません。五十万ドルの申請が来るという場合が、申請の殺到する場合であります。そういう場合をチェックするといふ意味で申し上げたのでございます。

○川上委員 それは持つて来ようとする人が多い場合でしょう。——あとでまとめて質問します。

○小野参考人 東京銀行の小野英輔君に対する質問は大体終了したようでございますから、これで打ち切りまして、引続き参考人の富士電機株式会社和田恒輔君より、参考意見を聴取いたします。参考人和田恒輔君。

○和田参考人 和田でございます。実は突然でございまして、私まだよく研究はしておりませんが、先ほど小野さんからもお話がございましたように、今度の法案が成立しますことは、われわれ實際仕事をやっております者から非常に望ましいこととございまして、ただ現在御承知のように手続が非常にめんどうになつておりますから、これはなるべく簡単にして、やりやすいにやつていただきたい。非常に抽象的になりますが、そういうふうな考へておりますので、そういう趣旨に沿つてこの法案の各條項が成立しますように、お願いしたいと思ひしております。現在のところ私が関係しております電機業界の例について考えますと、非常に手続がめんどうでございまして、見積りをいたしましてから、實際に契約をし、品物を出すまでの手続がたいへんなものです。これを一日も早く簡単にしたいと考へております。

○和田参考人 今お話のように、金融の問題は業者としては非常に大きな問題でございますが、私の仕事について申しますと、實際に注文を受けて品物を出すまでに、相当長い期間かかるのであります。その間の金融をまず考へていただかなければならぬと思ひます。向うからの信用状が来るのにも、相当に時間がかかりますが、注文書が出来ましたならば、その注文書を紐づきにして、市中銀行から一応金融していただく。あるいは向うに前金の交渉はむろんいたしますが、全部が全部前金というわけには行かない場合がありますので、その材料仕入れその他の必要な資金を紐づきで、注文書を担保といひますか、一つの証拠資料として金融していただく。そういう措置をとつていただかないと、ほんとうの仕事ができて行かないのじやないか。む

れば、両々相対してわが国の貿易の進捗に非常に寄與することでないかと思ひますが、その意味でひとつ御審議をお願いしたいと思います。

○小野参考人 それでは和田参考人に対し御質疑があれば、これを許します。

○志田委員 先ほどの参考人に引續いて、たいへん御多忙のところを恐れ入りますが、しばらくお尋ね申し上げたいと思ひます。

民間輸入はいよくこれで一つのルールに乗つて、ある種の制限はありますけれども、自由に行われるようになるのであります。輸入の金融の問題につきまして、政府はスタンプ手形を考へておるようでありまして、これも、これに対して業界の方としてはいかが考へておられますか。

○和田参考人 今お話のように、金融の問題は業者としては非常に大きな問題でございますが、私の仕事について申しますと、實際に注文を受けて品物を出すまでに、相当長い期間かかるのであります。その間の金融をまず考へていただかなければならぬと思ひます。向うからの信用状が来るのにも、相当に時間がかかりますが、注文書が出来ましたならば、その注文書を紐づきにして、市中銀行から一応金融していただく。あるいは向うに前金の交渉はむろんいたしますが、全部が全部前金というわけには行かない場合がありますので、その材料仕入れその他の必要な資金を紐づきで、注文書を担保といひますか、一つの証拠資料として金融していただく。そういう措置をとつていただかないと、ほんとうの仕事ができて行かないのじやないか。む

ろんそれはよく信用状が出来まして、品物が出るときには金が入りますから、それをもつてお返しするということになるものであります。業種によつて非常に違ひますが、私も申しますと、その間少くとも半年、長ければ十箇月あるいは一年という日数はかかると思ひます。そういう点をひとつ考へておきたいと思ひます。

○志田委員 今貿易決済の期間の問題が出ておりますが、これに関連して政府委員にお答え願ひたいのであります。このスタンプ手形を出す場合におきましては、このスタンプ手形の性格は、どういふ性格のものを出されるお考へでありますか。貿易手形と同様のものと承してよいかどうか、ちよつとお尋ねしておきます。

○武内説明員 金融関係は銀行局長がやつておられます。私あまりよく存じませんが、大体今おつしやつたふうに考へておるものと私考へております。

○志田委員 それは関係が違ふので、午後にはいたします。

それからちよつと参考人の方にお伺い申し上げますが、さつきの担保の問題でございます。一〇％、二〇％、五〇％という輸入についての担保が問題になつておりますけれども、業界としてはどう考へておられますか。

○和田参考人 これは先ほどからお話がございますように、コントロールすることの意味において、担保はある程度やむを得ぬと思ひますが、それが、しかし實際に現金を積んでということ、非常に困難なことでありまして、なるべくそのパーセンテージを低

くしていただくということ、それから地方によりましては、実際に業者は現物の担保を提供しないでも、銀行で保証していただく、それをもつて担保とかえるということ、ぜひともとりはからつていただきたいと思つております。五〇%ということになりますと、非常な金額でありますから、特殊なものになればあるいはやむを得ぬかもしれませんが、一般的にはそういうような高率の担保でなしにやつていただきたいということを要望いたします。

○志田委員 担保が銀行によつて行われるという場合に、業者に対しては、銀行は従来の信用状況をしんじやうとして、担保を強要することになるといふことは、先ほど説明員からの御説明があつたのでありますけれども、現在の業界の状態におきまして、皆さんが業務を開始する場合に、銀行の取捨選択によつて、貿易ができるできないということが決定されるということになりますれば、信用の状況が非常に問題だと思ふのであります。しかも日本の貿易は、御承知の通り中小企業を基盤としておる貿易が非常に多いのであります。日本の中小企業は、信用の状態において非常に欠けるところがあるのではないかと私は思ふのであります。そういう銀行からの信用を受けられ得るとお考えになつておりますかどうか。その点をお伺い申し上げます。

○和田参考人 それはお説の通りだろうと思ふのであります。そこでやはり高率の保証金をとるということになると、小さいものはやれぬということになりますから、保証金はコントロー

ルする意味において必要かと思ふますが、なるべく低率にしてやつていただくということをお願いしたいと思ふます。

○志田委員 業界の方々としては、政府に対して保証の再保証をお考え願うような考え方はございませんでしようか。お尋ね申し上げます。

○和田参考人 金額によりましては、自分で保証金を積むことができないかもしれませんが、それが日本にとつてどうしても輸入しなければならぬものだとしても輸入しなればならぬものは政府に再保証を要求するという場合は起り得ると思ひます。

○志田委員 貿易に關しまして何らかの状態の変化があつて、その取消しをしたような場合に對しましては、業者はどういうふうなお考えでこの補正を要求するお考えでございますか。

○和田参考人 ちよつと今の御質問の要旨がはつきりいたしませんか……○志田委員 業者の方にお尋ね申し上げます。輸出しないしは輸入にあたりまして、皆さんが争つてどうか、急に輸出のわくをとるといふ場合に、それだけの輸出あるいは輸入が、必ずしも見通しがあつて、ないしは見通しがなくても、将来それだけのわくのものとはつておかなければならぬという場合に、むりをして信用をつくつて、そうしてそういうわくをとる状態が出て来るのではないかと。そういう場合、その輸出入ともそれが何らかの事情でできなかつたというふうな場合には、取消される状態になるのではないかと私は思ふ。そういう場合に対しては、どういふふうにお考えになりますか。

○和田参考人 それは結局、業者としては非常に自衛をしなければならぬことだと思ふのであります。ほんとうにそれを繰返してやりますと、結局その人信用に關係することになるのであります。のみならず自分の保証金をあるいは没收され、なくすということになりましようし、銀行に保証を頼んで、銀行に保証をされた場合は、銀行に迷惑をかけたことになりますから、保証金を積むということには非常に業者を自制さすということになると思ふのであります。ですから、それはあまり高率では困りますが、ある程度今の状況下においては、やむを得ぬのではないかと。思ひます。

○志田委員 輸出入とも不当な競争を、つまり競合状態を排除する独占禁止的な考えもあるといふことが、先ほど政府説明員からもお話があつたのでありますけれども、民間貿易におきまして、競合しないでやり得るということができるものであるかどうか、ちよつとお尋ねしたい。

○和田参考人 ものによつて非常に違ふと思ふのであります。大体において競合する場合が大多数だろうと思ふのであります。それをやはりチェックする意味において、今の保証ということが必要になつて来るのではないかと。思ふのであります。

○小野瀬委員長 ほかに御質疑はございませんか。参考人に対する質疑があれば、この際お許しいたします。別に御質疑もないようでございますから、この際お諮りいたします。本連合審査会も会を重ねること三回に及び、本日は各位の御要望によりまして、参考人を招致いたしましたのでその意

見を聴取いたし、委員各位の質疑も大体において終了いたしておるようによ考えられますので、大蔵委員、通産委員各位のうち、さらに質疑を継続される御希望のある方は、經濟安定委員会において、委員外発言としてこれをお許しいたすことといたしますから、本連合審査会はこの程度をもちまして一応打切ることといたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野瀬委員長 それでは本連合審査会はこの程度をもちまして打ち切ります。なお經濟安定委員会は、午後一時半から本委員会室において再開いたします。

午後零時三十七分散会